

事例研究～中国ビジネス法務

(第85回)

全人代、不正競争防止法改正案を審議

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

2016年2月25日に公布された不正競争防止法の改正案について、本欄第63回でポイントをご紹介しました。この度、国務院による審議要請を受け、全国人民代表大会常務委員会の会議で改正案が審議されることとなり、昨年からの改正作業に実質的な進展がもたらされるものと思われます。今回は、審議される改正案の重要なポイントについて解説いたします。

◇従業員による商業賄賂行為によって企業が処分を受けたケース

現地企業A社では、営業担当者への賃金を「基本給+歩合給」という構成で支給している。A社の営業担当者Sは自身の業績を上げるため、顧客である国有企業の担当者B部長に現金1万元を渡し、120万元相当の受注を獲得した。ところが、B部長の収賄行為が通報され、捜査の結果Sの贈賄行為も露見することとなった。

現行の不正競争防止法には従業員の商業賄賂について定めた規定はないが、『商業賄賂行為の禁止についての暫定施行規定』（以下「60号文」という）第3条により、Sの行為はA社の行為とみなされ、工商機関よりA社に対して制裁金5万元が科された。

◇今回の改正案における重要なポイント

改正案では60号文第3条が法律規定に格上げされました。また、改正案では商業賄賂に対する処分が加重されたため、従業員が犯した商業賄賂行為による企業の法的責任は、これまで以上に重大なものとなります。このほかの改正案の重要なポイントを以下に列挙します。

1. 商業賄賂規定の拡充

①取引に影響を及ぼす可能性のある第三者への賄賂

商業賄賂の收受者には、取引先だけでなく、職権を利用して取引に影響を及ぼす可能性のある第三者も含まれるようになりました。

②従業員による商業賄賂行為

60号文第3条が法律格となると同時に、贈賄行為が従業員の個人的行為であることを企業が証拠を示して立証した場合、企業には責任がないものとするのが定められました。

2. フリーライド（成果冒用）禁止の強化

フリーライド規制の適用範囲が拡大され、企業の略称や個人のペンネーム、芸名、社会团体名だけでなく、新たにドメイン名やウェブサイト名、番組名を取引上使用することも禁止されるようになりました。

3. 虚偽宣伝の禁止

2015年に改正された広告法の虚偽広告規制との二重規制を避けるため、改正案では現行法の虚偽広告規制を虚偽宣伝規制としました。当該規制は、実質上広告法による虚偽広告規制の補完規定であり、虚偽であるか、または誤認を招く宣伝行為が広告には該当しない場合に、同法による規制を受ける可能性があります。

4. 営業秘密の保護強化

営業秘密が違法な経路で取得されたことを第三者が知っているか、当然知るべき立場にある場合、その営業秘密を取得、開示、使用することのみならず、他者に使用を許諾することも営業秘密への「みなし侵害」となります。さらには、営業秘密の権利者の従業員や元従業員による営業秘密の侵害も「みなし侵害」の一形態であると規定されています。

5. 不正競争行為に対する法的責任の強化（商業賄賂の例）

現行法では「1万元以上20万元以下の制裁金、違法所得があれば没収」とされていたところ、改正案では「10万元以上300万元以下の制裁金、事情が重大なときは営業許可証を抹消」となり、法的責任が大幅に強化されました。

◇日系企業へのアドバイス

不正競争防止法は、独占禁止法や商標法などとともに市場の秩序を律する法体系を構成しており、社会情勢に鑑みこの法律が改正されることにより、市場秩序へのプラス効果が期待されます。現行法が施行されて以降、多様化する不正競争行為を有効に規制する目的で改正される本法は、日系企業のコンプライアンス管理における準拠法として一層重要性を増すものとなるでしょう。

日系企業、とりわけ日本本社がさまざまなケースに対応するときに、その対応方針について本社と現地に関心事と懸念点が異なる場合も予想されますが、それぞれの立場を考慮しつつも、最終的には法律にのっとった対応をとることが求められます。そのため、改正後の本法にも速やかに対応できるよう、今後の動向に十分に留意されることをお勧めいたします。

上海・華東

上海のスポーツジム買収へ＝シューズ大手の貴人鳥

13日付の中国紙・中国証券報（A7面、A36面）によると、上海証取に上場するスポーツシューズメーカーの貴人鳥（福建省晋江市）は、「WILL'S GYM（威爾士健身中心）」ブランドでスポーツジムの運営する威康健身管理諮詢（上海市）を買収する方針だ。

事業多角化の一環で、威康健身の全株を27億元で株主2社から譲り受ける予定。

威康健身は、上海市内を中心に事業を展開しており、業界大手として知られる。2016年業績は売上高が7億4270万元、純利益は4200万元だった。（上海時事）

遠東智慧能源、蘭EVメーカーに10億ドル出資＝江蘇省

中国のニュースサイト 搜狐新聞が13日までに伝えたところによると、オランダを本拠とする新興電気自動車（EV）メーカー、デトロイト・エレクトリックはこのほど、中国の事業パートナーでケーブルメーカーの遠東智慧能源（江蘇省宜興市）から18億米ドルの出資を受け入れることで、関係者と合意した。

調達した資金のうち3億7000万ドルを会社の運営に充て、残りは英国のレミントンスパーにある組立工場に投じる。同工場はデトロイトの初製品であるEVスポーツカー「SP:01」を手掛けている。将来はEVセダンやクロスオーバーなども扱う方針。

SP:01はモータースポーツ名門である英ロータス社製のスポーツカー「エリーゼ」をベースに開発。電力量37キロワット時の電池を搭載し、航続距離は225キロ。発進から3.9秒で時速60キロに達する。年末をめどに発売する予定で、価格は10万ドル以上とみられる。（上海時事）

江蘇省のタイヤ製造設備メーカーに出資へ＝華儀電気

11日付の中国紙・中国証券報（B41面）によると、上海証取に上場する設備メーカーの華儀電気（浙江省樂清市）が江蘇省昆山市に本拠を置く自動車タイヤの製造設備メーカーの薩馳華辰機械（蘇州）に出資する方針だ。株式譲渡と増資を通じ、薩馳の株式約5.32%を2億元で譲り受ける予定。

華儀電気は、風力発電機や電力関係の設備を中心に手掛ける。薩馳とは業務上、関わりが少ないが、高収益企業への出資を通じ、収益力を高める。

薩馳は2009年設立の新興企業で、成形機や加硫機を中心に生産する。高い技術開発力でタイヤメーカーから評価され、販売は伸長。16年業績は売上高が6億2260万元、純利益は1億7240万元だった。（上海時事）